

公示番号：180606

国 名：スリランカ

担当部署：スリランカ事務所

案 件 名：国家計画局能力向上支援アドバイザー フェーズ 2（財務経済分析）

1. 担当業務、格付等

（1）担 当 業 務：プロジェクト財務経済分析

（2）格 付：2 号

（3）業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

（1）全体期間：2019 年 2 月中旬から 2019 年 3 月中旬まで

（2）業務 M/M：国内 0.25M/M、現地 0.37M/M、合計 0.62M/M

（3）業務日数：国内準備 3 日、現地業務 11 日、国内整理 2 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（1）簡易プロポーザル提出部数：1 部

（2）見積書提出部数：1 部

（3）提出期限：1 月 23 日(12 時まで)

（4）提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町 5 番地 25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition.pdf>)

をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

（5）評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019 年 2 月 6 日（水）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針 16 点

②業務実施上のバックアップ体制等 4 点

（2）業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験 40 点

②対象国又は同類似地域での業務経験 8 点

③語学力 16 点

④その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務	プロジェクトの財務経済分析に係る各種業務
対象国／類似地域	スリランカ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

スリランカ国は、持続的かつ包括的な経済及び社会の発展を目指すとともに、中進国入りへの移行段階を迎えており、政府開発事業の効果的且つ効率的な推進が急務となっている。かかる状況において、スリランカ国の公共投資計画策定や公共投資事業の企画立案、審査等における中央部門である財務・経済省国家計画局（NPD）は大きな役割を果たすことが期待されている。しかし、NPD のスタッフの多くが、開発事業案件立案・審査に係る知識や能力を十分に有しておらず、国レベルの公共投資計画の戦略性欠如や審査プロセス上の非効率等も相まって、新規案件にかかる不十分な審査や審査の遅れが問題となってきた。また、NPD のみならず、案件申請元となるライン省庁、政府実施機関や地方行政府の計画関連部門の開発事業立案能力の低さもそれら問題の原因となっている。かかる現状を踏まえ、2014 年 5 月～2017 年 9 月の 3 年間、個別専門家派遣（国家計画局能力向上支援アドバイザー・フェーズ 1）を実施し、NPD における事業計画・審査等に関わるプロセスの見直しや NPD や関係政府職員を対象とした能力強化研修の企画立案・実施等の支援を行った。

NPD は、同フェーズ 1 実施最終年となる 2017 年、公共投資計画（Public Investment Programme: PIP）（2017 年～2020 年）を新たに策定。同計画の推進を念頭に、スリランカ政府は NPD を中心とする政府省庁・機関の開発事業案件立案・審査能力の一層の強化のための専門家派遣を要望。これを受け、2018 年 1 月より国家計画局能力向上支援アドバイザー（フェーズ 2）を派遣した。同フェーズ 2 においては、フェーズ 1 で得られた成果を土台としつつ、NPD、ライン省庁や地方行政府職員の開発事業形成・審査に関わる技能向上と国際的な取り組みを踏まえた知識の更新を目的に活動を実施中である。

現在 NPD は、開発事業立案・審査プロセスの強化を企図したガイドラインを政府通達により発出する準備を進めているが、その一環として、ライン省庁等による事業申請に際して当該案件のプロジェクト財務経済分析を原則必須化する方向である。他方、NPD が審査を所掌する多種多様な開発事業案件に対する当該分析の適用指針が無く、また、NPD、ライン官庁や実施機関等においても分析手法にかかる知識や分析実施・監督能力は十分にあるとは言えないのが現状。かかる現状を踏まえ、今般、中央計画部門たる NPD を中心に、プロジェクト財務経済分析にかかる指針及び関連執務参考資料作成、並びに NPD 職員の当該領域における能力強化支援を図ることとした。

7. 業務の内容

具体的な業務内容は以下のとおり。

- (1) 国内準備期間（2019 年 2 月中旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、スリランカ政府作成の関連報告書・業務資料等を参照し、スリランカ公共事業案件形成と審査プロセスの現状、並びに同プロセスにおけるプロジェクト財務経済分析の実施状況と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力（特に「スリランカ国家計画局能力向上支援アドバイザー専門家」の活動）の概要を把握・分析する。
- ② JICA スリランカ事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ ワークプラン（英文）を作成し JICA スリランカ事務所による確認ののち提出する。

（２）現地業務期間（2019 年 2 月中旬～下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA スリランカ事務所、JICA 専門家（国家計画局能力向上支援アドバイザー）、C/P 機関（NPD）にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② NPD を中心に、スリランカ政府公共事業案件立案・審査プロセスにおけるプロジェクトの財務経済分析の実施規定、取り組み状況や政府関係職員の当該分析手法にかかる知識・分析能力にかかる情報収集、ヒアリングを行う。これを通じ、当国公共事業立案・審査における財務経済分析の実施状況を把握する。
- ③ 上記②及び当該手法に関わる国際的な実践なども踏まえて、スリランカ政府公共事業案件・立案審査プロセスにおけるプロジェクト財務経済分析の適用にかかる指針策定へ向けた助言を行う。
- ④ スリランカ国家計画局が 2001 年に策定した開発計画執務参考資料“Planning Techniques”のプロジェクト財務経済分析に関わる章、特に経済的内部収益率（EIRR）及び経済的正味現在価値（ENPV）の関係章について改訂・更新作業（記述、図表や分析実例等）を支援する。
- ⑤ 上記②～④の業務を通じ把握した当国プロジェクト財務経済分析の実施現況を踏まえ、NPD 職員を主対象に、プロジェクト財務経済分析の各種手法の概要と特徴、及び公共事業案件の多様性（セクターや事業規模の相違、ハードインフラ中心か、ソフトコンポーネントをどの程度含む事業か等）を踏まえた分析手法の選定の在り方についてのセミナーを実施する（本セミナーは NPD 職員（約 40 名）を対象とした、案件審査能力強化を目的として実施するワークショップ（1～2 日間）の一部プログラムに含まれる予定）。
- ⑥ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑦ JICA スリランカ事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

（３）国内整理期間（2019 年 3 月上旬）

専門家業務完了報告書（和文）を監督職員に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（１）ワークプラン（全体及び派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体

的内容（案）などを記載。

英文 3 部（JICA スリランカ事務所、JICA 専門家（国家計画局能力向上支援アドバイザー）、C/P 機関へ各 1 部）

（2）現地業務結果報告書

派遣終了時。英文。提出部数は以下のとおり。

英文 3 部（JICA スリランカ事務所、JICA 専門家（国家計画局能力向上支援アドバイザー）、C/P 機関へ各 1 部）

（3）専門家業務完了報告書（和文 2 部）

全工程にかかる業務報告書（和文）を作成し、2019 年 3 月中旬までに JICA スリランカ事務所に提出する。

C/P と協働して作成した執務参考資料“Planning Techniques”（今次業務該当章）改訂ドラフト案については各次報告書に参考資料として添付の上提出することとする（同ドラフト電子データも併せて提出）。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒コロンボ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地業務期間は 2019 年 2 月 18 日～28 日を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は以下のとおりです。

ア) 国家計画局能力向上支援アドバイザー（JICA 長期専門家）

イ) 研修計画／研修実施能力強化（JICA 長期専門家）

ウ) プロジェクト財務経済分析（本業務従事者）

本業務従事者は、現地にて、派遣中の JICA 専門家と連携して業務を実施頂く予定です。現地派遣中の JICA 専門家との連携方法については、ワークプラン作成にかかる協議及び現地業務に関する C/P 機関との調整は主にア) 専門家、C/P 機関を対象としたセミナー実施に関する協議及び調整は主にイ) 専門家と行って頂く予定です。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

- ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供あり
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
JICA が必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
国家計画局内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

（２）参考資料

①本業務に関する以下の資料を Web サイト上にて閲覧することができます。

- ・ 国家計画局能力強化支援アドバイザー（フェーズ 1） 専門家活動報告書
[http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc066.nsf/VIEWJCSearchX/D77BEA602C8AF3A24925826C002988C2/\\$FILE/専門家活動報告.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc066.nsf/VIEWJCSearchX/D77BEA602C8AF3A24925826C002988C2/$FILE/専門家活動報告.pdf)
- ・ 公共投資計画（Public Investment Programme/PIP）、公共事業案件申請書現行版（Project Submission Format）並びにその他関係資料については以下国家計画局 Web サイトより閲覧可
<http://www.npd.gov.lk/index.php/en/>

②本業務に関する以下の資料を JICA スリランカ事務所より配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（sl_oso_rep@jica.go.jp）宛に、件名「Request: Reference document for proposal (NPD)」と必ず記載のうえメールをお送りください（メール本文は英語で記載願います）。

提供資料：Planning Techniques, Department of National Planning（本業務に関連する章抜粋）

③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 途上国公共事業プロジェクトの財務経済分析、特に経済的内部収益率（EIRR）及び経済的正味現在価値（ENPV）の分析・指導経験を有することが求められ

- ます。また、保健・教育分野等社会セクター開発事業の分析手法など、プロジェクト財務経済分析について幅広く一定の知識を有することが望まれます。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA スリランカ事務所、現地日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
 - ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014 年 10 月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
 - ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上